

お客様相談室便り

平成19年6月号

5月の羽アリ情報

〈発生場所ランキング〉

- 第1位 『風呂場』
- 第2位 『部屋』
- 第3位 『玄関』

〈羽アリ情報〉

イントラネット

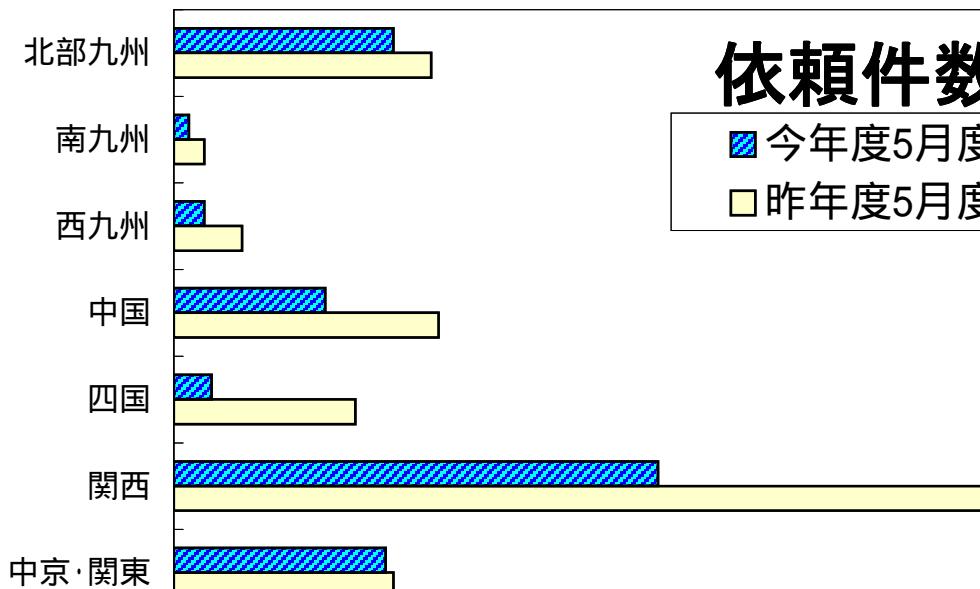
「お客様相談室のページ」

「お客様相談室より本日の報告」
に掲載しています。

お客様相談室で受けた5月調査依頼の総件数は、152件です。(地区別件数は、下表)うち、60件が契約となりました。

依頼件数

- 今年度5月度
- 昨年度5月度



*5月31日現在の数字

消費生活センター相談員より

サニックスは、東証一部上場企業です! リーディングカンパニーとしての誇りを持ちましょう。



相談員

全白アリ業者に対しての相談が激減しています。サニックスがコンプライアンスを重視したから他社も自肅したように思えます。大手なので影響力が大きいようです。(南九州地区)

サニックスでは、高齢者と契約を締結する場合ご親族の確認を取られるそうですね。良い事だと思います。(関西地区)



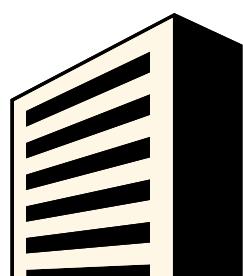
相談員

著作権法ご存知ですか

STOP 営業活動や業務に新聞記事のコピーを使用していませんか?

あなたのマンション大丈夫?

問題のAビル



- × 問貯度に
- × 題水、お都
- × は槽発い内
- × 、の覚て A
- × × × しこビ
- × × たのル
- もし 不商
- の た省具品
- 。 ° が合 社
- す更発と 製
- るに表 のの

新聞

発行日

死亡・火災等だけの事実を伝える記事以外の新聞記事は、著作権法第2条1号に該当する著作物です。

条件(私的使用目的)を超えてコピーする場合は、著作権者の許可が必要です。

著作権者の許可を得ずにコピーした場合は、著作権侵害となり著作権者が刑事告訴した場合、刑事罰が科されます。

5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科

その他、著作権者は差止請求権等を有し、民事的な対抗措置を取る事もできます。

著作権Q & A

Q. 専門書等の書籍であれば、コピーしても良いですか?



A. 専門書も著作物です。無断複製は、法律違反です。

Q. 新聞記事のグラフを用いて、お客様への頒布用チラシを作成しても良いですか?

A. 頒布用チラシは営利目的のため、引用するには、著作権者の許可が必要です。

[著作権法第32条]

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。



T教授